

議案第 37 号

長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例について

長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、都市計画税の特例を改めることに関し、長久手市都市計画税条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例

長久手市都市計画税条例（昭和40年長久手村条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（令和3年度から令和5年度まで</u> <u>の各年度に係る用途変更宅地等</u> <u>及び類似用途変更宅地等に対して</u> <u>課する都市計画税の特例）</u> 20 <u>地方税法等の一部を改正する</u> <u>法律（令和3年法律第7号）附則第</u> <u>14条第1項</u>の規定に基づき、<u>令</u> <u>和3年度から令和5年度まで</u>の 各年度分の都市計画税については、 法附則第25条の3の規定を適用 しないこととする。 <u>（令和6年度から令和8年度まで</u> <u>の各年度に係る用途変更宅地等及</u> <u>び類似用途変更宅地等に対して課</u> <u>する都市計画税の特例）</u> 21 <u>地方税法等の一部を改正する</u> <u>法律（令和6年法律第4号）附則第</u> <u>21条第1項の規定に基づき、令和</u> <u>6年度から令和8年度までの各年</u> <u>度分の都市計画税については、法附</u> <u>則第25条の3の規定を適用しな</u>	附 則 <u>（平成30年度から令和2年度ま</u> <u>での各年度に係る用途変更宅地等</u> <u>及び類似用途変更宅地等に対して</u> <u>課する都市計画税の特例）</u> 20 <u>地方税法等の一部を改正する</u> <u>法律（平成30年法律第3号）附則</u> <u>第22条第1項の規定に基づき、平</u> <u>成30年度から令和2年度までの</u> 各年度分の都市計画税については、 法附則第25条の3の規定を適用 しないこととする。

<u>いこととする。</u>	
----------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の長久手市都市計画税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、都市計画税の特例を改めることに関し、長久手市都市計画税条例の一部を改正するものです。

（背景・目的）地方税法の一部改正等に伴い、適正に市税を賦課することを目的とします。

2 改正の内容

用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例の適用年度を更新すること。（附則第20項及び附則第21項関係）

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

(1) この条例は、公布の日から施行するものとします。

(2) 新条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとします。